

第 375 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 10 月 18 日 13 時 30 分 ~ 14 時 05 分
2. 開催場所 対馬振興局本館 会議室
3. 通知年月日 令和 3 年 10 月 8 日
4. 告示年月日 令和 3 年 10 月 8 日
5. 出席者
(委 員) 植木 忠勝、豊田 功己、船津 博也、部原 政夫、阿比留 和秀、
神田 満男、川本 治源、吉田 栄
(事務局) 森川事務局長、永井事務局次長、大崎係長
6. 欠席者 二宮 昌彦、水主川 澄男
7. 傍聴者 なし
8. 議題
第 1 号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「遊漁者のまき餌釣りに関する制限」及び「あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りにかかる遊漁案内行為の禁止」の発動要請について
第 2 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)
9. その他
10. 議事

(13 時 30 分 開始)

事務局 ただ今より、第 375 回対馬海区漁業調整委員会を、開催いたします。始めに、部原会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶)

それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局 本日は、二宮委員、水主川委員から欠席の連絡がありますが、定員 10 名中、8 名の委員が出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第 145 条の規定によりこの委員会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

会 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私から指名いたします。本日の議事録署名人は、「阿比留委員」と「神田委員」にお願いします。

会 長 今回の議題は、お手元の資料のとおり、
第 1 号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「遊漁者のまき餌釣りに関する制限」及び「あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りにかかる遊漁案内行為の禁止」の発動要請について、第 2 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問) その他(1) 長崎県知事管理漁獲可能量の変更についてとなっております。

それでは、第 1 号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「遊漁者のまき餌釣りに関する制限」及び「あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りにかかる遊漁案内行為の禁止」の発動要請を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

対馬市漁業協同組合長会会長及び対馬遊漁船業者連絡協議会長から要請文がきておりますので、朗読させていただきます、その後説明いたします。

(要請文朗読)

(概要説明)

会 長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

植木委員

指示期間というか、この実施から 1 年間の有効期間は、2 年や 3 年という事は不可能なんですか。

事務局

委員会指示につきましては 1 年間ということに限られているということではございませんが、こちらの委員会指示については、まったくなかったものから新たに委員会指示を発したことから、毎年このままでいいかということをご審議をいただいているところでございますが、一定期間継続の発出がなされまして、指示が浸透してきたということであれば、複数年の期間を検討することは可能でございます。

植木委員

分かりました。

船津委員

阿比留委員にお聞きしますが、この 6 の遵守事項の中のまぐろ養殖漁場から 300 m 以内の遊漁船や、サーチライトを点けての釣りというものは今まであっていませんか。

阿比留委員

今まであってないです。

船津委員

はい分かりました。

阿比留委員

6 ページの第 2 の中段ほどに「共同漁業権の区域におけるまき餌遊漁案内行為」とありますが、なかなか私どもも見に行くわけでもない、共同漁業権で行為をしている人もいられるかもしれないし、そこがなかなか難しいと思うのですが、そこはどのように考えられているのか。

事務局

この委員会指示につきましては、事前に遊漁船業者連絡協議会と調整をいたしており、遊漁船業者連絡協議会からもルールの確立ということで指示継続の要望が上がっておりますので、一定守っていただいていると考えております。ただ、もし違反しているとの話がございましたら、委員会事務局のほうで内容の確認をさせていただきたいと思っております。

阿比留委員

はい分かりました。

会 長

他にご意見等ございませんか。

ご意見等ないようですので、第1号議案「対馬海区漁業調整委員会指示「遊漁者のまき餌釣りに関する制限」及び「あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りにかかる遊漁案内行為の禁止」については、発動に向け、指示原案について、長崎県海面利用協議会へ意見を聴取することとしてよろしいですか。

委 員

異議なし。

会 長

ご異議ないようですので、第1号議案については、指示原案について、意見を聴取することに決定します。

続きまして、第2号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

知事から諮問文がきておりますので、朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

(概要説明)

会 長

事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長

他にご意見等ございませんか。

ご意見等ないようですので、第2号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について」は、原案のとおり公示して差し支えない旨、答申することに、ご異議ございませんか。

委 員

異議なし。

会 長

ご異議ないようですので、第2号議案は原案とおり公示して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長 以上で本日の議題は終了しました。続きまして、「その他」といたします。その他（１）「長崎県知事管理漁獲可能量の変更について」、事務局の説明を求めます。

事務局 （概要説明）

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

植木委員 資源管理では、大体枠が想定されていますが、その枠をオーバーしそうだからということで、国の枠はあるかも知れないが、枠を増やすということをしては、資源管理になっていないんじゃないかと思うが。

事務局 今回の追加配分につきましては、国全体の TAC の数量の変更ではございません。皆さんご存知の通り TAC 魚種それぞれ年により漁獲量の変動があります、そこで TAC 数量がどうしても余る県と足りなくなる県が出てくるので、そこを国の留保枠の中で調整しているということでございますので、国全体の TAC 数量の変更ではないということで、全体の資源管理としては影響がないと考えております。

植木委員 分かりました。

会 長 他にご意見等ございませんか。

会 長 委員の皆様、県から何かございませんか。

会 長 それでは、以上をもちまして、第 375 回対馬海区漁業調整委員会を閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。

（14 時 05 分 終了）